

人権問題通信講座テキスト

# 証

第 1 号  
〈 部落差別と人権 〉

彦根市・彦根市教育委員会  
人権問題通信講座運営委員会

# 目 次

自分に関係がないと思わないでほしい	1
I 人権とは、人の痛みがわかること	2
II 同和問題（部落差別）の起源	4
III 賤民廃止令（解放令）とその後の部落差別	5
IV 解放への胎動	6
V 戦後の解放への動き	8
VI 結婚と同和問題（部落差別）	12
VII 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました	15
心の橋を	17

# 自分に関係がないと思わないでほしい

「あの町に行くなら、遠回りして行きな。危ないから」  
「ある人の家に遊びに行く」とあなたに伝えたら、あなたはこう言った。  
「なんで」と怒る私に、あなたは「なぜ怒るの」と不思議そうだった。  
「私は何も悪いことは言ってないのに」…と。

かつては私もあなたと同じだった。  
「あの町の人怖いから」と教えられてきた。

それが正しいことなのだと思っていた。

成長して、たくさんの友人ができて、私はいつしか結婚した。  
できた友人も、結婚相手も、かつては部落と呼ばれた町の出身だった。

愛する人ができた私は、やっと自分の間違いに気付いた。  
だからあなたにも気付いてほしくて、何度も話をしたよね。

「部落出身だとか、そうでないとか、その人の価値には関係ない」

それでもわかってもらえなくて、私とあなたは疎遠になってしまった。  
あなたは私の、大切な友達だったのに。

子どもの頃は「部落差別なんて自分に関係ない。」と思っていた。  
けれども、私の人生は変わった。  
「あなた」という一人の友達を失って。

私はいつしか差別のない社会を願って、歩みだした。  
けれどもあなたは、かつてのまま。

私はいつまでも、友達でいたかった。

(彦根市人権啓発資料「ゆきどけ」第53号から)

# I 人権とは、人の痛みがわかること

日本国憲法の第14条に、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。

彦根市では、1998年（平成10年）に「人権が尊重されるまち 彦根をつくる条例」が制定されました。その第1条には、「この条例は、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加によって人権が尊重され、住みたい 住み続けたいと感じられるまちの実現を図ることを目的とする。」と書かれています。

このように法律が整備され、また様々な人権教育・人権啓発が継続して行われてきたことによって、私たちの人権を大切にする意識は、着実に育まれてきました。

今では、「差別はいけないことだ」と多くの方が言われます。けれども、

私たちのまわりに、もう差別は存在していませんか？

あなたは、誰かを差別したり

気づかないまま、誰かを傷つけてしまっていることはないでしょうか。

少し、考えてみてください。

あなたの近くで、今も、苦しい思いをしている人がいるかもしれません。

元TBS解説委員の新堀俊明さんが、

まず正確に知ること。そこから始めたいと思います。

自由や人権とは、どのように侵害されているのか。差別はどんな形で行われているのか。世界に目を向けることはもちろんですが、私たちの身の回りにも地域社会で、学校で、職場で、様々な人権侵害や差別が、それとすぐにはわからない形で存在しています。

それを知ること。知らなかったでは済まされない、知らないことは罪悪だって認識することから始めたいと思います。

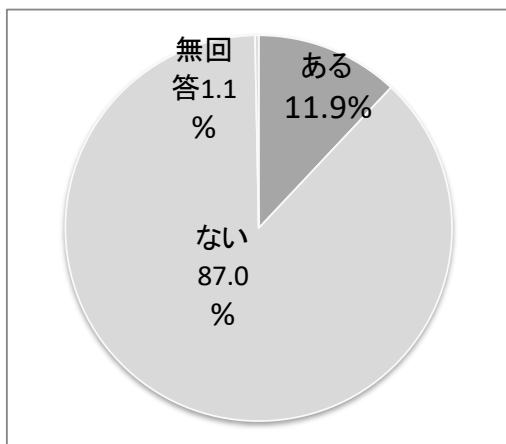
と、述べられています。

まずは、私たちの身の回りの状況から考えてみましょう。

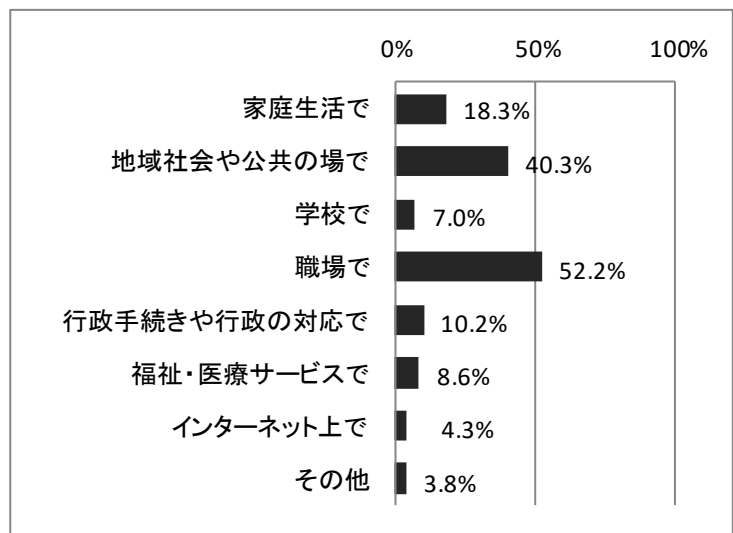
滋賀県では、2021年度（令和3年度）に人権に関する県民意識調査が実施されました。この調査は、県内在住の外国人住民を含む18歳以上の男女3,000人を無作為に抽出し、郵送・オンラインの併用で調査（無記名方式）し、52.9%にあたる1,560人の方から回答を得たものです。

まず、「あなたは、ここ5年以内で差別や人権侵害を受けたことがありますか。」の質問について、「ある」と回答した人のうち、具体的にどんな場面で人権侵害を受けたのかの回答をそれぞれ掲載しましたのでご覧ください。

●あなたは、ここ5年以内で差別や人権侵害を受けたことがありますか。



●人権侵害を受けた場面  
（「ある」と回答した人を対象として）



令和3年度人権に関する県民意識調査報告書（滋賀県）より

人権侵害を受けたと感じる人は11.9%でした。この数字を大きいと見るか、小さいと見るかは人それぞれで、とらえ方は異なるかと思います。けれども、一つひとつの人権侵害を、受けた人の立場になって考える視点を持つことがとても重要ではないでしょうか。人権問題を他人事としてとらえず、自分事として考えることが、一人ひとりの人権が大切にされる第一歩だと考えます。

このテキスト第1～7号では、様々な差別の現状を踏まえながら、どうしたら差別はなくなるのか、どうしたら「誰もが自分らしく輝きながら、夢や希望をもって安心して暮らせるまち」になっていくのかを、みなさんと共に考えていきたいと思っています。

まず、本テキスト第1号では、「部落差別と人権」をテーマに、その歴史的背景をもとに、部落解放への歩みと展望を中心に考えていきたいと思っています。

## Ⅱ 同和問題（部落差別）の起源

「同和問題（部落差別）」とは、日本社会の歴史的発展の過程で形成された身分階層構造に基づく差別により、一部の人々が長期にわたり、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、生まれたところや住んでいるところによって、不合理な差別を受けるという日本固有の人権問題です。

日本社会における身分の変遷・成立には不明な点も多く、今なお研究が続けられています。中世・近世においては、人知を超えたことにかかわって差別された人々の存在が伝えられています。

日本では、古くから、天変地異などの災い、死や病気などを「けがれ」としておそれてきました。そのため、動物の死体処理などの「けがれ」を「きよめ」る役割を担う人に対して、人々は魔術的な力への畏敬の念を持っていましたが、その一方で、その人たち自身も「けがれ」ているとして、社会から疎外しました。

こうした何か特別なことに携わる人々に対するおそれの意識が、やがて「けがれ」に関わる人に対するさげすみの意識になっていったとされています。そのため、差別された人々は、皮革生産や牛馬による運搬、清掃、壁塗り、井戸掘り、庭造り、芸能などに携わっていったと考えられています。

江戸時代になると、幕府は豊臣秀吉の時に行われた兵農分離をさらに進め、武士、百姓（農民等）、町人（職人・商人等）に区別する強固な身分制度を確立していきます。この過程で、武士や百姓・町人とは別の身分とされた一部の人々は差別を受けることになりました。こうした武士を支配身分とする職能に応じた身分制度が編成され、身分と居住地と職能は、基本的に一体のものとして受け継がれていきました。

江戸時代の中期になると、被差別身分とされた人々の中にも、手工業や皮革業に従事したり、諸役等によって経済的に豊かになる人も出てきました。村の人口も増え、他の地域との交易も広まりました。これに対して、幕府や藩は民衆に質素儉約を強要し、身分制度の引き締めを強めました。特に被差別身分の人々に対しては、髪型や服装、交際について厳しく統制しました。その結果、人々の間に差別意識がいつそう浸透していくことになりましたが、こうしたなかであっても、人々は互いに助け合い、結束して生活を向上させていきました。

### Ⅲ 賤民廃止令（解放令）とその後の部落差別

260年あまり続いた江戸幕府の政治が終わり、1868年（明治元年）に近代社会が幕を開けます。明治政府が出す太政官布告のなかで、1871年（明治4年）8月28日の布告（第449号）が後年、「解放令」と呼ばれるものです。「今後、えた、ひにん等の称号を廃止し、身分も平民同様にすべし」とされ、近世の賤民身分制度の廃止が決定されるという大きな歴史的意味をもつものでした。

ところが、この布告の本来の目的は、「税金を課せられていなかった穢多身分の土地からも税を徴収する」ためのものであり、差別をなくすためのものではありませんでした。

そのため、「部落民が調子に乗っている。」などと西日本を中心に20数件の「解放令反対一揆」が発生し、また1872年（明治5年）から全国一律に作成されることになった戸籍（干支に因んで「じんしんこせき壬申戸籍」と呼ぶ）には、従来の被差別部落の人々を「新平民」「旧えた穢多」と記すなど、差別からの解放はおろか、身分さえも解放されませんでした。

また、これまで被差別部落の特権とされてきた皮革業等においても、部落外から近代的産業が参入することになりました。その結果、被差別部落固有の産業が完全に行き詰まってしまったのです。

さらには地租改正により、地租が支払えず土地を手放す小作農が増えるなど、被差別部落の困窮化はどんどん進むことになりました。加えて、1890年代後半からの「松方デフレ政策」によって、被差別部落は非常に深刻な窮乏状態に陥ることになります。

一方、「文明開化」のもと、生活の近代化が進み、それに伴い人々の中に「衛生観念」や「優生思想」を強く植えつけることになりました。

つまり、「不衛生な生活をしている人」＝「だめな人」、「貧しい人」＝「劣っている人」との考え方が根付いてしまったのです。

その結果、貧困で不衛生な生活を余儀なくされている人々に対して、民衆は「それが差別の結果である」ことなどには目もくれず、一層、厳しい差別・排除の眼差しのみを向けることになっていったと考えられます。

このように、明治政府の近代化のための諸政策によって、被差別部落は解放されるどころか、逆に生活の困窮化を招き、それによりさらに被差別部落に対する人々の蔑視に拍車をかけ、経済活動からも閉め出されるという、まさに差別と貧困が絡みあった、より劣悪な状態へと追いやられてしまったのです。

## IV 解放への胎動

賤民廃止令（解放令）が出され、「四民平等（四民は武士や百姓・町人などをさし、すべての人という意味です）」と唱えられながらも、被差別部落では、それまで主要産業であった皮革産業の権利が奪われ、多くの人が半失業状態におかれたり、不利な労働条件のもとで働くことを余儀なくされました。

また、貧困のために学校に行けない子どもたちもたくさんいました。民衆の差別意識も増大し、差別は江戸時代と比べて激化したとさえ言えます。

このように、人間としての当然の権利を奪われ、極端な貧困に陥れられた被差別部落の人々を、差別と貧困から実質的に解放するための政策は行われなかったわけで、ようやく明治末から大正期にかけて、被差別部落の教育・環境の改善を目的として、部落改善運動（融和運動）が内部から起こることとなります。

しかし、「これは差別の原因を被差別部落の側に求めるものであり、社会にある差別意識が度外視されている。」といった批判や、「政府の融和政策と結びつき、権力に利用された。」等のマイナス面が指摘される運動でもありました。

そのような中、第一次世界大戦(1914～1918年)が起こり、戦争の直接の被害を受けなかった日本は、海外への輸出が急激に伸びたことなどから、空前の好景気となりました。国内に重化学工業が興り、海運業の発展も著しいものがありました。しかし、国内では、品不足による物価高がつづき、庶民の暮らしは決して楽ではありませんでした。

大戦の末期となった1918年（大正7年）には、シベリア出兵を見越した商人たちの米の買い占めで、米の値段が急激に上がりました。7月、富山県の漁村の主婦たちが米屋をおそいました（いわゆる「米騒動」）。続いて8月に同県で発生した民衆蜂起が新聞で報道されると、米騒動は全国に広がっていきました。大阪や神戸などでは、差別に苦しむ被差別部落の人たちも多数参加したと言われています。

米騒動には、すべての被差別部落が参加したわけでもなく、またすべての被差別部落が先頭を切ったわけでもありません。しかし、たとえ一部にせよ、米騒動を闘った被差別部落のエネルギーは人権意識を醸成させ、社会運動としての広がり発展していくこととなります。

1922年（大正11年）3月3日、京都の岡崎公会堂を3,000人の群衆が埋め尽くし、その熱気の中で、水平社宣言が高らかに読み上げられました（2022年(令和5年)水平社創立100周年）。



水平社宣言には、被差別部落民に対して加えられてきた様々な差別や圧迫に抗して、自らの解放を自らの手で勝ち取ろうとした熱意が込められ、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と全人類の解放をうたった崇高な人権宣言だったのです。

こうして設立された全国水平社は、その後、労働者や農民の運動とも協力しながら、全国的に広がります。

そして、全国水平社が1923～1925年(大正12～14年)に糾弾した差別事件の件数が1,000件/年にのぼるということですから、いかに日常的に差別が行われていたかということがわかります。

政府はようやく重い腰をあげ、1923年(大正12年)の国の地方改善予算を倍増することになります。

ところが、1937年(昭和12年)7月の日中全面戦争の勃発は日本を戦争一色に染めることになり、政府は社会運動が戦争政策を妨害するものであるとして、その活動を一切禁止します。

こうして、全国水平社も1942年(昭和17年)1月に自然消滅していきます。

## V 戦後の解放への動き

1945年（昭和20年）8月15日、日本はポツダム宣言を受け入れて連合国に無条件降伏をします。この敗戦で、多くの民衆は廢墟の中で飢えに苦しみました。

特に、戦前から部落差別に苦しんだ被差別部落の人々は、平和で民主的な国家をつくらねばならないと強く願い、混乱の中、「部落解放全国委員会」を組織します。

このような国民の願いや思いが、アメリカ占領下での改革や民主化の流れに反映され、「主権在民」「平和主義」「基本的人権の尊重」を原則とした日本国憲法が制定されます。

この憲法第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」とうたわれ、加えて第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」としています。

しかし、現実の被差別部落の生活は憲法どおりには改善されず、政府も部落差別をなくすための手立てを講じることはなく、依然として差別の中の貧困の状態は続きました。

そして、1951年（昭和26年）、京都市の職員が雑誌「オールロマンス」に「特殊部落」という差別小説を掲載したことから、解放運動は大きく変化・発展することになります。

つまり、それまでは差別事件が起こるたびに場当たりの差別者の責任追及を繰り返してきただけでしたが、以降、行政に対して、差別事件が起こる・起きないにかかわらず、日常的に差別事件が起きないように条件づくり（環境改善、学校教育・社会啓発の充実など）を実現させていくよう要求していく、といった運動へと移りかわっていったのです。

これらの闘いは、民主主義と平和、生活を守る運動と結合して、さらに発展していきました。各地で教育文化の向上を求める声も高まっていきました。1961年（昭和36年）に、高知県の被差別部落に住む母親たちが教科書無償化の運動を展開しました。この問題は国会でも取り上げられ、1963年（昭和38年）には教科書無償化のための法律が施行されたのです。

1961年（昭和36年）12月、内閣総理大臣は同和対策審議会に対して、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問しました。

審議会は、在置期間を二度にわたって延長し、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回を経て、4年後の1965年（昭和40年）に同和対策審議会答申を出しました。

以下に、その一部を抜粋しましたのでご覧ください。

いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。～中略～

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

この答申を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」（略して「同対法」という）が制定され、「対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上」等に寄与することを目的とした特別事業が10年間を目標に実施されます。

その後、この同対法の3年間の延長を経て、「地域改善対策特別措置法」（略して「地対法」という）が5年の時限立法として制定され、さらに「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（略して「地対財特法」という）と併せて、トータル33年間の特別対策が講じられました。

その対策事業の期限を目前に迎えた1996年（平成8年）3月に、地域改善対策協議会総括部会報告が出されました。その報告書の一部をご覧ください。

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってから4半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題といわざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。

また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

としています。さらに、

特別対策の終了、すなわち一般施策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般施策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

最近では、インターネット等を利用した悪質な差別書き込みや差別落書き、さらに悪意を持った『晒し差別』なども見られます。過去には、国政選挙候補者による「差別発言」も見られました。

また、土地調査会社が同和地区の所在地、外国籍住民の集住地などを調査し、広告代理店やディベロッパー（土地開発業者）に報告していたという事実が判明したりしています。

こうしたことから、2016年（平成28年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。また、解消のための施策として、国や地方公共団体は相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定しています。

この法律については、後述の「Ⅶ 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました」の章でも詳しく説明しています。

彦根市では2009年（平成21年）4月に、市民と行政が一体となり、あらゆる差別をなくし、人権尊重の精神が根つき、一人ひとりの尊厳が守られる、人権文化に満ちたまちの実現を基本理念とした「彦根市人権施策基本方針」を策定しました。

その中の同和問題の解決に向けた施策は、次のようになっています。（一部抜粋）

○ 一般施策による対応

・ 教育や就労などの分野における残された課題については、地域総合センターと連携し、地域の状況や事業の必要性についての的確に把握し、必要な一般施策の中でその解決に向け取組を進めます。また、地域総合センターでは、今後より一層、近隣地域との交流が促進されるよう住民交流の拠点となる施策の推進に努めます。

○ 心理的差別の解消

・ 差別意識の解消を図るため、これまでの同和教育、啓発活動の成果や手法を評価し、今後も同和問題を重要な柱として、地域社会、家庭、職場、学校などあらゆる場において人権教育および人権啓発の充実により心理的差別の解消と実践的態度の育成を図ります。

同和問題の解決には、差別意識を解消することが欠かせません。そのためには、教育・啓発の果たす役割が非常に大きいといわれています。

この人権問題講座（テキスト講座）も、その取組の一つとして位置づけて実施しています。そのほか、彦根市では次のような事業を実施し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する取組を進めています。

- ・ 各自治会、学区での人権学習会
  - ・ 市民を対象にした人権啓発の推進（「人権のまちづくり講演会」の開催や人権啓発資料「ゆきどけ」の刊行、人権に関する作品「はーとふるメッセージ」の募集など）
  - ・ 企業における人権啓発に向けた取組の推進（企業訪問による啓発など）
  - ・ 学区人権教育推進協議会等による同和問題強調月間における街頭啓発
  - ・ 小中学校を対象にした人権教育研修の充実（校内人権学習・教職員の人権研修、人権教育研究指定校の指定など）
  - ・ 公民館における人権学習会の開催
  - ・ 市職員の人権意識の高揚を図るための研修
- などがあります。

また、地域総合センターでは、

- ・ 明るいまちづくりの推進を行うまちづくり推進事業やマンパワー育成事業
  - ・ 教育文化活動の充実を行う子育て事業や学童保育事業、文化・スポーツ活動振興事業、高校生等交流事業
  - ・ 人権啓発事業（差別をなくし人権を尊ぶ彦根市青年集会・差別をなくし人権を尊ぶあなたと私のつどい）
- などを実施しています。

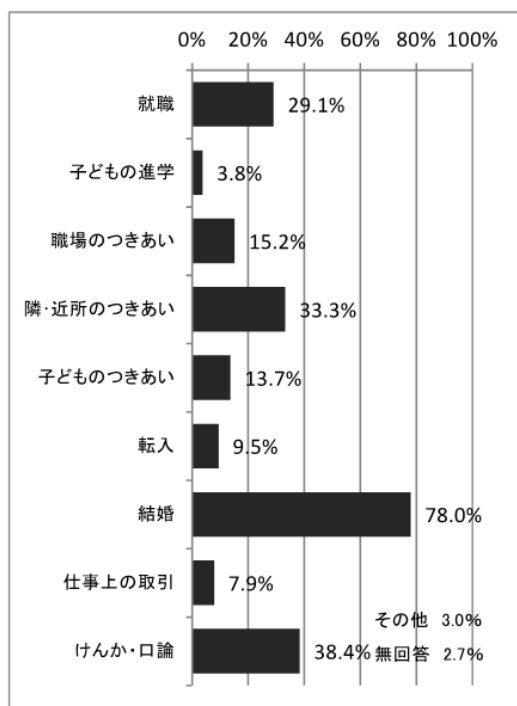
## VI 結婚と同和問題（部落差別）

戦後、新しい憲法の発布とともに、婚姻は「両性の合意のみに基いて成立する」として、戦前の「家を維持するための結婚」から「本人同士の自由な意思に基づく個人中心の結婚」へと変わりました。このことにより、恋愛結婚が増え、近年では夫婦別姓使用も珍しいことではなくなり、パートナーとして互いの人権を認めあうことが「結婚観」というとらえ方をされるようになってきています。

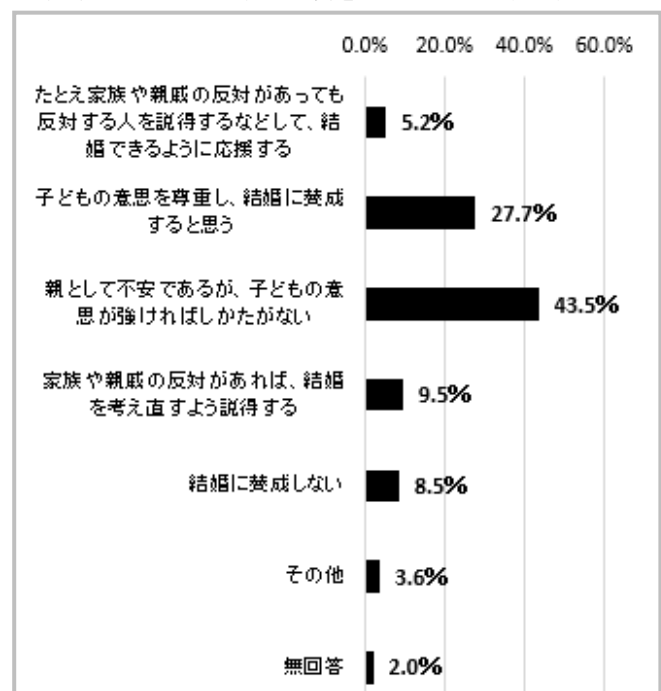
しかしながら、このように個人の人権が尊重される社会になりつつある現在でも、日本人の心情の中に「家制度」のなごりがあり、ときおりそれが頭をもたげてくることがあります。

下記のグラフは、彦根市が2022年度(令和4年度)に実施した人権に関する市民意識調査の結果です。

●同和地区や同和地区の人に対する差別は、どんな時にあらわれると思いますか。（複数回答）



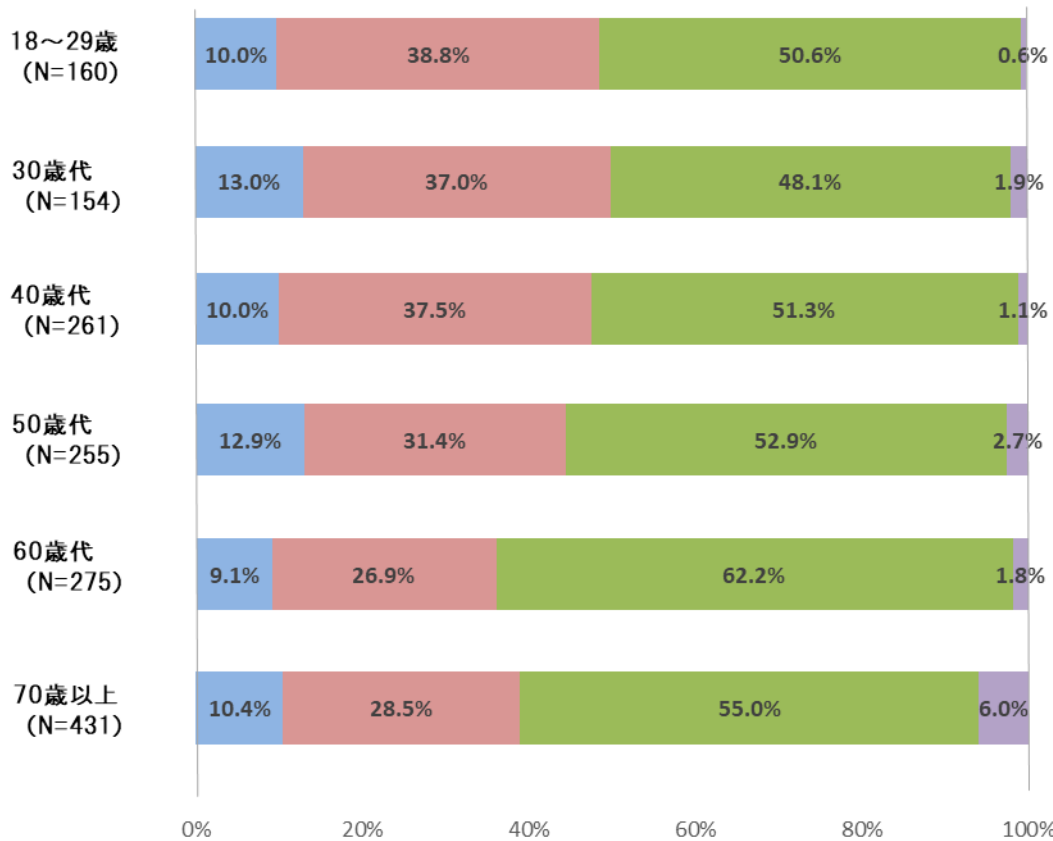
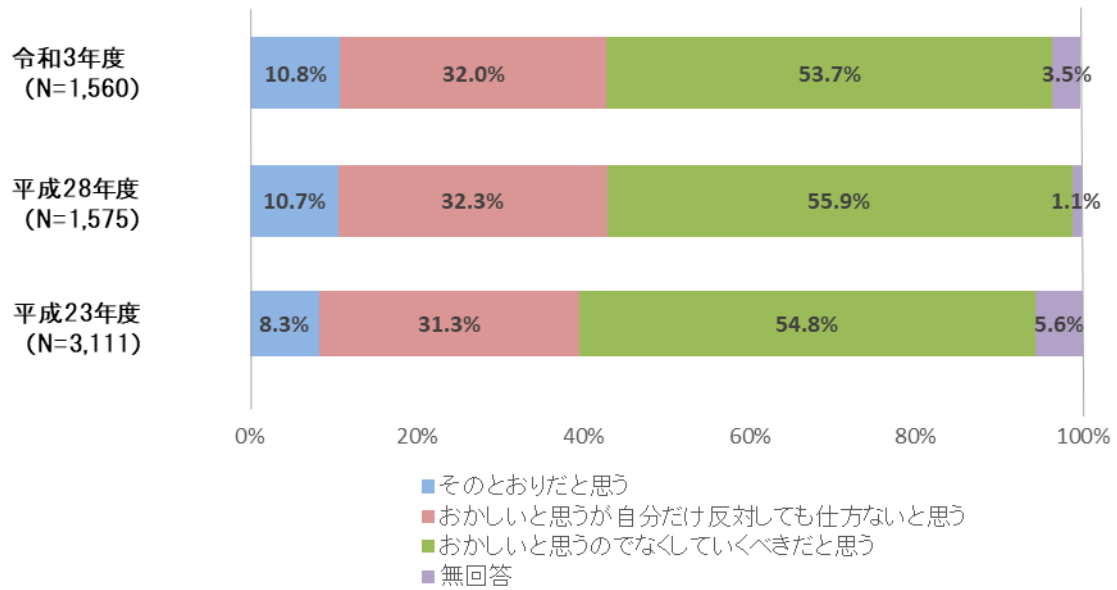
●もしも、あなたにお子さんがいて、その子どもが結婚しようとしている相手が同和地区の人であった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。



令和4年度人権に関する市民意識調査（彦根市）より

同和地区や同和地区の人に対する差別があらわれるのは、「結婚のとき」であると多くの人が回答しています。結婚は、これまでの生活を大きくかえる人生の節目の一つです。普段は気にしない、差別意識など持っていないと考えている人であっても、いざ、直接自分に深く関わってくる場面や問題になると、どうでしょうか。それまでとは違うとらえ方をしてはいないでしょうか。

「あなたは、結婚の相手の決めるときに、家柄や血筋にこだわる考え方についてどう思いますか。」



令和3年度人権に関する県民意識調査報告書（滋賀県）より

上表は、「あなたは、結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋にこだわる考え方についてどう思いますか。」という人権に関する県民意識調査の結果です。

結婚相手を決めるとき、家柄とか血筋のことにこだわる考え方について、「おかしいと思うのでなくしていくべきだと思う」と答えた人の割合が最も高いものの、まだまだ古い風習にとらわれている人が多いことがわかります。また、併せて年齢階層別の表をみると、どの年代でも同じような割合になっており、年代ごとによる違いがあまりみられないことがわかります。これは、家柄や血筋の問題が決して過去のものでなく、現代の私たちの意識の奥深くに強く根付いていることの現われといえるのではないのでしょうか。

例えば、私たちの身内に結婚話が持ち上がった時、「相手はどういう人か」と聞くよりも、「相手は、どんな家の人か」と家柄の良し悪しを知らず知らずのうちに確かめていることがあります。「あの娘はいい子だが、家柄がよくない」と陰でささやかれていることもあります。結婚相手について、いろいろと知りたいと思うことは家族として自然なことです。しかし、家柄や血筋だけを理由に、人を評価したり、否定するようなことはあってはならないことです。

憲法第14条に、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と明記されています。

人はだれも、生まれるところや親を選んで生まれてくるわけではありません。家柄や血筋などではなく、その人自身の人柄で判断することが大切です。結婚は人生の大きな節目であり、新しい人生のスタートです。二人の信頼関係を基に、幸せな家庭を築き上げていけるよう、みんなで応援したいものです。



## Ⅶ 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

この法律は、今もなお部落差別が存在し、差別は許されないとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的として、2016年（平成28年）12月に施行された法律です。全6条からなる法律で、「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。

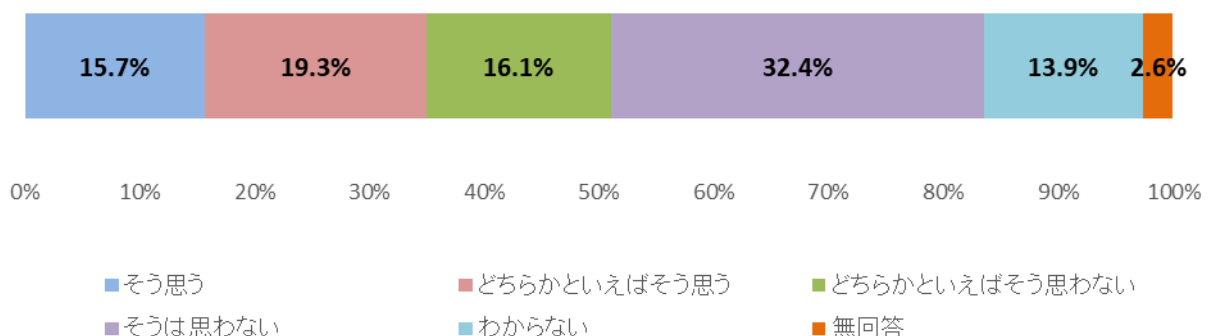
残念ながら、今なお、身元調査や就職採用面接で本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案のほか、インターネット上で差別を助長するような書込みがされるといった事案が発生しています。こうした差別や偏見に基づく行為は他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

### ～ 同和問題について正しい知識を学びましょう ～

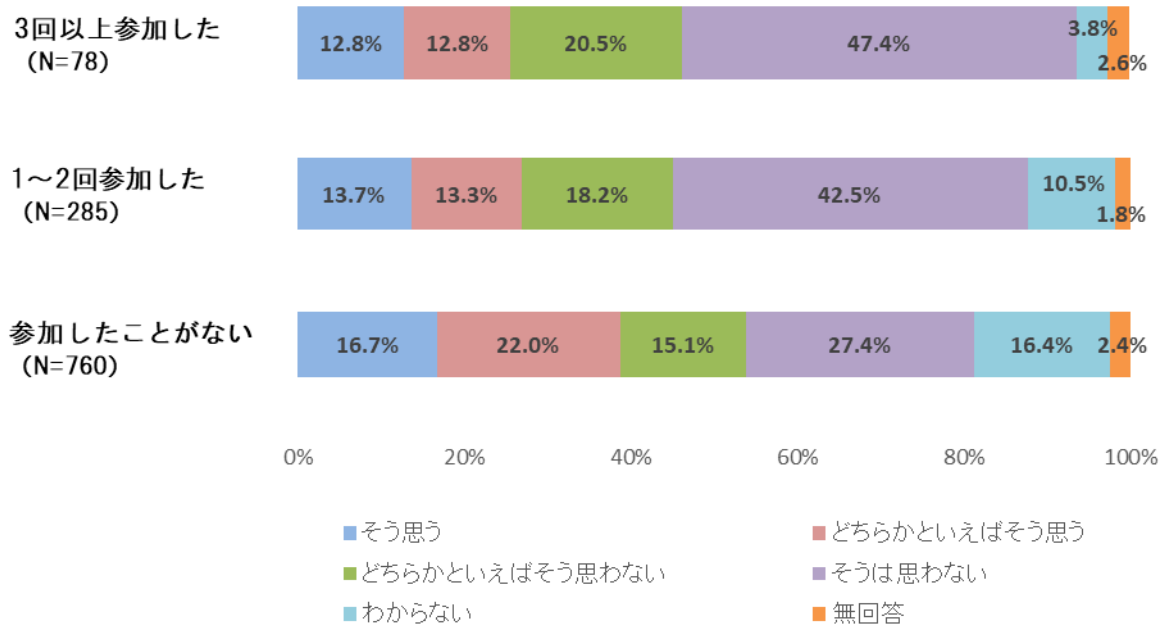
同和問題の解決方法についての考え方のうち、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方についてたずねたところ、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせて”そう思わない”と答えた人の割合は48.5%で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた”そう思う”（35.0%）を上回っています。

「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」という考え方について、あなたはどのように思いますか



令和3年度人権に関する県民意識調査報告書（滋賀県）より

「講演会・研修会等への参加状況」×「同和問題のことなど口に出さず、  
そっとしておけば、差別は自然になくなる」



令和3年度人権に関する県民意識調査報告書（滋賀県）より

同和問題について、正しい理解がないまま、間違っただけの情報に接すると、それをうのみにして、結果的に差別を温存してしまうことにもなりかねません。

講演会・研修会等の参加状況と併せた結果を見ると、講演会・研修会等への参加回数が多い人ほど、「そう思わない」と答えた人の割合が高く、講演会・研修会等で学ぶ機会が多い人ほど、「正しく知ることの大切さ」を感じていることがわかります。

また、「同和問題の解決の方法についての考え方」に関するアンケート項目では、「同和問題について正しい理解と認識を深め、一人ひとりが差別をしない人権尊重の意識を高める必要がある」「地域社会の中でお互いの交流を広げて、まちづくりを進めることが必要である」との質問に対して、「そう思う」または「どちらかというところそう思う」と回答した人が全体の7~8割を占めていました。

同和問題の解消のために、一人ひとりが正しく理解する行動を起こすことが大切です。

## 部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第百九号）

### （目的）

**第一条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

**第二条** 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

**第三条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### （相談体制の充実）

**第四条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### （教育及び啓発）

**第五条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### （部落差別の実態に係る調査）

**第六条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 心の橋を

「橋のない川」の映画にあったように、彦根市においても1985年（昭和60年）まで、広野町には橋がありませんでした。

そのため、犬上川に「夢の橋をかけよう」というのが長年の住民の悲願でした。このことは、橋をかけるという物的な面と、人々の交流ができるという心的な面の両面からの願いがあったと思います。

1986年（昭和61年）に「春日大橋」が



（春日大橋のレリーフ）

春日大橋の四隅にある親柱に刻まれたレリーフは、住民の永年の夢の実現と橋を通しての交流を願い、作られたものです。

開通して以来、南彦根駅の新設、そして大型商業施設の開設なども影響して、物的な交流は盛んに行われるようになりました。橋を渡る人々の増加とともに、心的な交流も徐々に進み、春日大橋が広野町の人々にとって「心の橋」として、より強固な橋となりつつあります。

そこで、この春日大橋の開通に込められた熱い思いを、当時の広野町子ども会の文集「かすが」からご紹介します。

3月3日、春日大橋が開通しました。ずーと前から工事をしているのを見てきました。ポーと見てた。でも、学習会で勉強してからはちがいます。

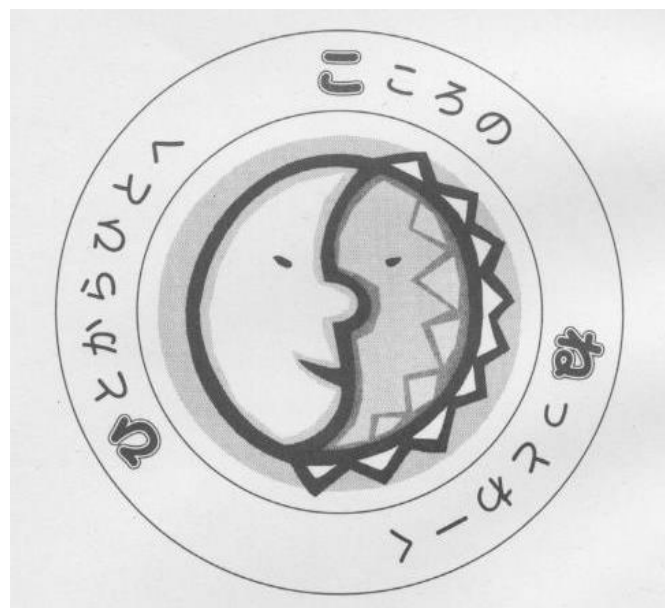
“広野の人のゆめ”がこの橋、春日大橋だと思うと、すごーく開通がうれしくてたまりません。せんぱいたちに、「よかったです!」と、いいたくなります。本当に、よかったなーと思った。

「広野へ行ったらあかん!」とかいってる人がいるらしいです。それはちがう。昔は身分の低い人で、土地も、よく犬上川がきれてこまるような所にすまわされていました。こんな歴史があるけれど、だんだんよくなっています。

ぼくは広野が好きです。町の人もやさしいし、ガンバルカがあるからです。差別されてきた広野の人は、負けませんでした。それは、子どもから大人まで力を合わせて、協力したからだと思う。せんぱいたちはとても苦労してやってきた。ぼくも、協力して、もっともっとよい町にしてゆきたい。広野はあかん!とかいっている人に、ちがうとかははっきりいえるような強く大きい心を持ちたい。

（M・Oさんの作文より）





2024年(令和6年)4月発行

禁無断転載・複製